

## 福島市新型コロナウイルス感染症対策事業所推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 緊急事態宣言解除後も、新型コロナウイルス感染症による影響は一層複雑化・深刻化し、先行きが見通せない状況が続いている。「新しい生活様式」定着に向けて今後も持続的な感染予防対策が必要になることを踏まえて、従業員の健康管理を徹底し、職場クラスターを発生させない体制づくりを積極的に進める市内事業所を募集し、広く取組事例等の普及・啓発を進める。福島市新型コロナウイルス感染症対策事業所推進事業の実施にあたり、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

#### (1) 市内事業所

「市内事業所」とは、市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有する事業所及び各種団体（NPO法人、公益法人等を含む）をいう。

#### (2) 委員会

「委員会」とは、本市の健康増進計画に基づき実施する健都ふくしま創造事業の職域の健康づくりに関して総合的かつ効果的に推進することを目的に設置された「福島市職場の健康づくり推進委員会」をいう。

### (事業内容等)

第3条 本事業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 「福島市新型コロナ感染症対策推進事業所」の募集に関すること。
- (2) 応募事業所の審査に関すること。
- (3) 応募事業所に対する、取組の継続的な支援に関すること。
- (4) その他、本事業の実施に必要な業務に関すること。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

### (応募資格)

第4条 応募資格は、営利・非営利は問わず、次の各号の要件を全て満たす市内事業所とする。ただし、本事業の目的に照らし、委員会が不適切であると判断した場合は対象外とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 過去5年間に重要悪質な事案で労働安全衛生法などの従業員の健康管理に関する法令等に違反し、処分等を受けていないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと。
- (4) 代表者の他に従業員が1名以上いること。

(応募)

第5条 本事業に申し込みをするものは、次の各号に掲げる書類を委員会が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 福島市新型コロナウイルス感染症対策事業所推進事業応募用紙（第1号様式）
- (2) 取り組み内容がわかる写真

(推進事業所の決定)

第6条 推進事業所の決定は、次の各号の手続きを経て基準に該当するものについて、審査会の結果に基づき、委員会が決定する。

- (1) 事務局による応募書類の審査
- (2) 審査会における審査
- (3) 応募事業所への電話もしくは訪問ヒアリング

2 決定の手続きは、前項第1号及び第2号を必須とし、必要に応じて前項第3号を行う。

(決定の通知)

第7条 委員会は、第6条に該当する事業所に対し、「福島市新型コロナウイルス感染症対策推進事業所決定通知書」（第2号様式）によりその旨を通知するものとし、後日ホームページ等で取り組み内容を掲載する。

(事務局)

第8条 この要綱に定める事務は、健康福祉部保健所健康推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。